

仕 様 書

1 委託件名

令和7年度 SNS を活用した農林水産業のプロモーション事業業務委託

2 契約期間

契約確定の日の翌日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）が指定する場所

4 事業目的

東京は世界有数の大都市であるとともに、多摩地域や伊豆・小笠原諸島など広範な地域で農林水産業が営まれている。このように大消費地のすぐ近くで農林水産業が行われている事例は世界でも類を見ない。

この類まれな東京の農林水産業の魅力や新鮮で安全・安心な東京産農林水産物を幅広くPRする動画を作成し、発信することで、東京の農林水産業に対する理解の促進及び認知度向上を図り、将来的な第一次産業の就労数の増加を目指す。

5 PR動画制作等に関する基本方針

- (1) 東京の農林水産業の現状と課題を十分に考慮した上で、農林水産業が有する魅力等を紹介する効果的な動画制作を行うこと。
- (2) 行政が制作するPR制作物に対する「堅苦しい」イメージを払拭し、視聴者に親しみやすく、楽しめる雰囲気強調すること。
- (3) 視聴者に響くよう、いわゆる「映え」を意識した美しく見栄えのよい編集を施したうえで発信すること。

6 動画配信の主な対象層

将来的に東京都への第一次産業への就労が見込める20～30代を中心とした若年層とする。

7 委託業務内容

(1) 動画の制作

① 制作コンセプト

東京の農林水産業が有する魅力の発信

② 企画・構成について

ア 動画の企画構成案は、前項目①に掲げた制作コンセプトに則り、農林水産業及び農林水産物の魅力をわかりやすく、かつ、インパクトある描写・手法を駆使しながら、項目6で示した対象層に印象的に伝えられるものとする。

イ テーマは特定分野（農業・林業・水産業）や特定の生産物、生産者等に偏らないよう、実質的にバランスの取れた内容にすること。ただし複合するテーマは柔軟に対応するものとする。

【例：農業】・都内の農家・東京で収穫できる野菜・東京都施策 等

【例：林業】・多摩産材伐採の風景・多摩産材の美しさ・東京都施策 等

【例：水産業】・操業の風景・東京で採れる水産物・東京都施策 等

③ 具体的な制作業務

ア 受託者は動画制作に係る企画、台本作成、デザイン制作、投稿テキスト作成、ナレーション作成、音楽選定、音声・映像編集、キャスティング、肖像権・著作権処理等及びこれらに付随する業務一式を履行すること。

イ 制作した動画の配信は、Instagram、YouTube 及び Tiktok の3種の SNS 媒体で行う。各媒体の規格に基づき、最も効果的な配信となるよう制作すること。

ウ 動画制作本数は3媒体合計60本（動画20本×3媒体が目安）とする。なお、島しょ地域で撮影した動画を6本（動画2本×3媒体）以上含めること。

なお、SNSに関連したセキュリティリスクや国際情勢等により前項イに記載した SNS 媒体のうち1又は2媒体が使用不可能になった場合は、前項イに記載した使用可能な SNS 媒体で、編集に差異を設けた動画を複数投稿するなどにより補完すること。

エ 動画撮影対象の選定は受託後、財団と協議の上決定する。なお、撮影に係る費用の全ては契約金額に含む。

オ 動画制作にあたっては、実写に加えアニメーションも活用し、最新の技術を駆使した編集や斬新で印象的な演出に努めること。

なお、制作する動画について、東京コンテンツインキュベーションセンター（TCIC）入居者等のスタートアップ事業者と連携して、6本（動画2本（うち1本はアニメーションを活用）×3媒体）以上の動画を作成すること。具体的な連携方法等は受託後、財団と協議の上決定するものとする。

カ 動画完成後、配信前に財団へ完成動画の確認を依頼すること。なお、財団の確認時間を考慮し、配信予定日からスケジュールに余裕をもって確認依頼を行うこと。

（2）動画の配信

- ① 項目6で示した対象層に向けて、Instagram、YouTube 及び Tiktok の3媒体にて配信する。本事業で使用する各 SNS のアカウントは財団で新たに開設するが、アカウント名を2つ以上財団に提案すること。アカウント名は、東京の農林水産関係のものであると容易に想起できるもので、行政色を排除し対象層の興味関心を惹く名称とすること。

なお、アカウント名が決定しアカウント開設したあと、受託者による配信作業に必要なユーザー名やパスワード等必要な情報を財団から提供する。提供した情報は適切に管理し、外部に漏れることがないように万全の注意を図ること。

- ② 配信スケジュールは項目 8 (1) ①事業計画書のとおりとする。なお、動画の投稿間隔は、3 週間以内とすること。
- ③ 項目 (2) ①に関連して、動画の PR 効果を高めるため、SNS 3 種 (Instagram、YouTube、TikTok) でそれぞれ月 1 回以上の広告配信を行うこと。その際、項目 6 で示した対象層に対する高いプロモーション効果が得られるよう、年齢層のみならず興味や関心、価値観、趣味なども細かくターゲット設定するなど、広告配信の最適化に努めること。
なお、SNS に関連したセキュリティリスクや国際情勢等により項目 7 (1) イに記載した SNS 媒体のうち 1 又は 2 媒体が使用不可能になった場合は、項目 7 (1) イに記載した使用可能な SNS 媒体で、広告配信回数を補完すること。
- ④ 配信動画には東京の農林水産総合ウェブサイト「TOKYO GROWN」の URL を記載し、同サイトに誘導すること。

(3) 目標値の設定、効果測定及び報告書の提出

- ① 個々の動画に係る目標値の設定について、リーチ数、インプレッション数、動画再生数、いいね数、URL クリック数、コメント数・質などの目標となるメディア KPI 及びその根拠を提案し、財団と協議の上決定すること。
- ② 配信後の効果測定とその報告について、メディア KPI を動画の配信ごとに集計及び分析し、反省及び改善点をまとめた報告書を動画配信を完了した都度、おおむね 3 週間以内に提出すること。ただし、複数投稿が重なり分析に時間を要するときはこの限りではない。
Google アナリティクス等の解析ツールを有効活用し、前回報告時との比較や広告配信の効果、配信時期や動画テーマとアクセス数等との相関関係やトレンドなどを分析するとともに、その結果をアクセス数等の向上等につながる提案とあわせ、財団に報告すること。報告にあたっては適宜根拠データを示すものとする。
- ③ 報告書にまとめた内容を元に、次回の配信動画を検討し、より PR 効果が高くなるよう努めること。

8 事業全般に係る業務

(1) 事業計画書

- ① 受託者は、事業の実施にあたり事業計画書（別記様式第 1 号）を契約締結後速やかに提出し、財団の承認を受けなければならない。
- ② 受託者は、事業計画の各項目の経費について、3 割以上の変更をしようとするときは、委託者の承認を受けなければならない。また、やむを得ない理由により計画を変更又は中止する場合は、速やかに中止する理由を記述した中止届を提出

するものとする。なお、事業計画書に大きな変更（個別の計画の3割以上が変更の場合）が生じた場合は、速やかに変更後の計画書を提出し、財団の承認を受けなければならない。

(2) 情報共有・連絡体制

受託者と財団との諸連絡は、電話及び電子メール等を用いる。原則、財団の開庁時間は対応可能とすること。また、緊急の場合には、夜間・休日でも速やかな対応ができるよう連絡体制を整えること。

(3) 定例会の実施

定例会を原則月1回以上実施し、報告書をもとに説明すること。定例会のオンラインURLや議題は事前に財団に共有し、定例会終了後は議事録を速やかに提出すること。

9 費用負担

本業務に係る費用の一切は、契約金額に含むものとする。（法定福利費等も含む）

10 委託料の概算払

(1) 受託者は、委託料の請求に当たっては、概算払により請求することができる。受託者は、概算払により請求する場合は、原則として四半期毎に概算払請求書（別記様式第2号）によるものとする。

(2) 受託者は、委託料から生じた利子は、財団に返納しなければならない。

11 事業遂行状況の報告

受託者は、四半期ごとに本委託業務の遂行状況について、第4四半期分を除き、各四半期終了月の翌月の20日までに事業遂行状況報告書（別記様式第3号）を財団に提出しなければならない。なお、次期概算払請求書の提出より前に提出すること。

12 委託完了届及び事業実績報告

受託者は、委託業務が完了したときは、委託完了届（別記様式第4号）及び事業実績報告書（別記様式第5号）を財団に提出しなければならない。併せて、これらの電子データ（原則として、MS-Word、MS-Excel等のテキストデータの複写や編集が可能な形式）を提出すること。

13 委託料の額の確定

(1) 財団は、項目12の委託完了届及び事業実績報告書の提出があった場合は、委託契約の内容に適合するものであるか検査し、合格すると認めたときは委託料の額を確定し、その旨を受託者に通知する。

(2) 財団は、前項の検査において、合格しないと認めるときは、合格させるための措置をとるべきことを受託者に対して求めることができる。

- (3) 財団は、(1)の委託料の額を確定した場合において、その額を超える委託料が支払われているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

1.4 委託料の精算

- (1) 項目 10 により概算払した委託料の精算については、委託料の額が確定したときに精算するものとする。
- (2) 受託者は、項目 13(1)の通知及び同(3)の返還額があったときは、委託料を精算し、財団に対し、精算書（別記様式第 6 号）を提出しなければならない。

1.5 経理の明確化

受託者は、委託業務の経理に当たっては、他の事業に係る経理と区別して処理しなければならない。

1.6 再委託

契約書第 3 条の一括再委託における主要な部分とは、項目 7 の各細項目の一つずつをそれぞれ主要な部分とする。主要な部分を一括して再委託する場合は、財団に別記様式第 7 号によりあらかじめ申請し、承認後に実施するものとする。

1.7 秘密の厳守及び情報の取扱い

本委託業務の実施に当たっては、以下の事項を遵守するとともに、個人情報及び電子情報の取扱いは、別紙 1「個人情報に関する特記仕様」及び別紙 2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」によること。

- (1) 受託者は、本業務履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- (2) 万が一、事故が発生した場合は、直ちに財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- (3) その他、財団の指示により、必要な措置を講ずること。

1.8 権利の帰属

- (1) 本委託契約に係る全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む）及びその他全ての知的財産権は、本事業の実施主体である東京都に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を財団に納品すること。本委託事業により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないこと。また、東京都は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図版（版下データ、PDFデータ、データベースその他の電子データ）等を含むものとする。

が、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者に責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) 受託者は、今回使用するイラスト、写真等が、国内外における第三者の著作権や関係法令等に抵触しないことを保証すること。また、受託者は第三者が東京都や財団に対して苦情、訴訟等を提起した場合は、自己の責任と費用をもって解決すること。
- (4) 受託者は、今回の成果物に関し、商標権、意匠権、特許権、実用新案権等いかなる知的財産権も権利化してはならない。

19 その他

- (1) 受託者が事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合は、委託者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。
- (2) 開催場所の施設管理者等の都合により、設置や配布等の制限がある場合は、施設管理者等の指示に従うとともに、十分に調整・協議を行うこと。
- (3) 本契約の履行における物品等の調達は別紙3の東京都グリーン購入推進方針によること。
- (4) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (5) その他、本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、財団担当者と協議の上決定すること。

20 担当

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 地産地消推進課 地産地消食育係
〒190-0013 立川市富士見町3-8-1
電 話 042-528-0510（直通）

個人情報に関する特記仕様

第 A 章 総則

(個人情報の保護)

第 1 条 受託者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、東京都個人情報取扱事務要綱（平成 17 年 3 月 31 日付 16 生広情報第 708 号）第 2 に定める管理体制及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」と同等以上の水準により個人情報を保護しなければならない。

(秘密等の保持)

- 第 2 条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。
- 2 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。
- 3 顧客情報等の営業秘密を取り扱う場合、受託者は、経済産業省が策定する営業秘密管理指針（平成 15 年 1 月 30 日（最終改訂：平成 31 年 1 月 23 日））において示される水準以上の対策を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱い)

第 3 条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定める個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

なお、取り扱う個人情報等に加工等を施す場合、この契約における個人情報等は、個人情報保護法第 2 条第 5 項に定める仮名加工情報及び同条第 6 項に定める匿名加工情報並びに同条第 7 項に定める個人関連情報を含むものとする。

(受託者に提供する個人情報等の範囲)

- 2 この契約による業務の処理に際して、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）が受託者に対して提供する個人情報等（以下「財団提供個人情報等」という。）がある場合、財団は、その提供する個人情報等の件名及び件数等について、財団提供個人情報等一覧（目録 A）に記載し、事前にその旨を明示する。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び財団以外の第三者から

直接取得する個人情報等（以下「受託者取得個人情報等」という。）がある場合、財団は、その取得が予定される個人情報等の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、受託者取得個人情報等一覧（目録 B）に記載し、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するにあたって、必要に応じ、目録 B「受託者取得個人情報等一覧」の記載内容を修正し、財団に報告するものとする。受託者取得個人情報等のうち、目録に定めがないものについては、財団及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報等の処理権限を定めるものとする。

（表明保証）

- 3 受託者は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

（権限）

- 4 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

第 B 章 安全管理体制

（責任体制の整備）

- 第 4 条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、従事者）

- 第 5 条 受託者は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ財団に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が番号利用法第 2 条第 5 項及び第 8 項に定義する個人番号及びこれらの個人番号をその内容に含む特定個人情報と同等の水準により管理された個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合、財団は、その取扱いが予定される特定個人情報等の件名や件数等について、具体的に見積を行った上で、その内容を目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載し、事前にその旨を明示する。

また、受託者は、目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載された特定個人情報等の監査者を定め、あらかじめ財団に届けなければならない。

- 2 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督さ

せなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守させなければならない。

- 3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

なお、監査者は、受託者における第1項に定める個人情報の管理状況を定期に及び必要に応じ随時に監査する。受託者は、監査の結果を踏まえ、個人情報の管理に不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。

- 4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

(派遣労働者)

第6条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、財団に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第7条 受託者は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上並びに刑事上、行政上の責任等に関する事項を含むものとする。
- 3 受託者は、第1項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。
- 4 要配慮個人情報を取り扱う場合、財団は、受託者が前2項に基づき策定する計画のほか、前項に基づき実施する教育及び研修の実施状況について、必要に応じてその提出を求めるものとする。

(再委託)

第8条 受託者は、個人情報等の処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下同じ。）を行う場合、個人情報等を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないよ

うにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を財団に通知し、東京都個人情報取扱事務要綱第7.7に定める承諾を得なければならない。再委託の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報等を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更する場合も同様である。

(1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所

(2) 再委託で取り扱う個人情報等の目録

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)

(8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第25条等に基づく監督方法

2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、財団に対して再委託の相手方による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、財団の求めに応じて、その状況等を財団に適宜報告しなければならない。

5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも1回は第7条第1項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

（目的以外の利用禁止）

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は財団から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複製及び転写等した他の媒体を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を財団の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製、複製等の禁止）

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するため財団から引き渡された文書等を財団の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製若しくは転写してはならない。

（個人情報等の安全管理）

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は財団から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以

下「漏えい等」という。) することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

- 2 受託者は、財団から文書等の引き渡しを受けた場合は、財団に受領書を提出する。
- 3 受託者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。財団は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
- 4 受託者は、財団が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出しではならない。
- 5 受託者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。
 - (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
 - (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
 - (4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- 8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001 等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。
- 10 受託者は、第1項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及び

そのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

- (4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去)

第 12 条 財団から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために財団の指定した様式により、及び財団の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、財団に帰属するものとする。

- 2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、財団の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。

なお、上記の個人情報等に要配慮個人情報を含む場合、個人情報等の返還は、第 5 条の規定によりその役割を果たすべき者として財団に届け出られている者が行うものとする。

- 3 受託者は、第 1 項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 4 受託者は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 5 受託者は、第 1 項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を財団に提出しなければならない。ただし、他の法令に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を上記証明書に記載すること。

- 6 受託者は、廃棄又は消去に際し、財団が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

第 C 章 事故対応及び検査

(漏えい等発生時の対応)

第 13 条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を財団に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を

講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。

- 3 受託者は、財団と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、財団が事実関係の公表にあたって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

(立入調査等)

第 14 条 財団は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、財団から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、再委託を行なう場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて財団が再委託の相手方に報告を求めること及び再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、財団の求めに応じて書面により報告しなければならない。

第 D 章 契約解除及び損害賠償等

(契約の解除)

第 15 条 財団は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、財団にその損害の賠償を求めることはできないものとする。
- 3 受託者が、第 1 項の規定に基づき契約を解除された場合、財団は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

(損害賠償等)

第 16 条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより財団が損害を被った場合には、財団にその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、ク

レーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに財団に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。

- 3 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して、財団が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人（以下「被害者」という。）から財団に対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために財団において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、財団の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。
- 4 第 2 条第 3 項に基づき管理された個人情報等の取扱いについて財団が損害を被った場合には、財団は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 4 条及び第 5 条に基づく損害の賠償を請求することができる。

（違約金）

- 5 第 1 条に基づき管理された個人情報の取扱いに関して、受託者の責任者及び従事者の故意又は重過失によって財団に損害が生じた場合、受託者は財団に対して違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払う義務を負う。
- 6 財団に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、財団は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。

（その他）

第 17 条 受託者は、保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ及び本特記仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度財団に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、財団は、財団の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

第 18 条 第 16 条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）サイバーセキュリティ基本方針及び財団サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 全般事項
 - ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、

滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。

イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、委託者が指定する事項

(3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

(1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

(2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

別記様式第1号（仕様書8（1）①関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長殿

受託者 所在地
名 称
代表者職氏名

令和7年度 SNSを活用した農林水産業のプロモーション事業 事業計画書

令和7年度SNSを活用した農林水産業のプロモーション事業について、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

1 事業計画

2 資金計画

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長殿

受託者 所在地
名 称
代表者職氏名

令和7年度 SNSを活用した農林水産業のプロモーション事業 委託料概算払請求書

年 月 日付をもって締結した令和7年度 SNSを活用した農林水産業のプロモーション事業業務委託契約に係る委託料について、仕様書10（1）の規定に基づき、下記により、概算払による支払いを請求します。

記

1	契約金額	金	円
2	既受領額	金	円
3	今回請求額	金	円
4	残額	金	円

別記様式第3号（仕様書11関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長殿

受託者 所在地
名 称
代表者職氏名

令和7年度 SNSを活用した農林水産業のプロモーション事業 事業遂行状況報告書

年 月 日付をもって締結した令和7年度 SNSを活用した農林水産業のプロモーション事業について、仕様書11の規定に基づき、実施状況を報告します。

委 託 完 了 届			
令和 年 月 日			
公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長 殿			
受託者 所在地 名 称 代表者職氏名			
下記の委託を本日完了したので届け出ます。			
文書番号			
委託件名	令和 7 年度 SNS を活用した農林水産業のプロモーション事業業務委託		
委託場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団が指定する場所		
契約金額	円		
契約年月日	令和 7 年 月 日	履行期限	令和 8 年 3 月 3 1 日
受付年月日	年 月 日	監督員職氏 名	

別記様式第5号（仕様書12関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長殿

受託者 所在地
名 称
代表者職氏名

令和7年度 SNSを活用した農林水産業のプロモーション事業実績報告書

年 月 日付をもって締結した令和7年度 SNSを活用した農林水産業のプロモーション事業について、仕様書12の規定に基づき、その実績を報告します。

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長殿

受託者 所在地
名 称
代表者職氏名

令和7年度 SNSを活用した農林水産業のプロモーション事業業務委託 精算書

年 月 日付をもって締結した令和7年度 SNSを活用した農林水産業のプロモーション事業について、仕様書12の規定に基づき、下記により精算します。

記

1	当初契約金額	金	円
2	既受領額	金	円
3	確定額	金	円
4	請求額（又は返還額）	金	円

別記様式第7号（仕様書16関係）

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長殿

再委託の承諾申請について

年 月 日付で貴財団と締結した「令和7年度 SNSを活用した農林水産業のプロモーション事業業務委託」に関する業務の一部を以下のとおり再委託したく承認願います。

なお、上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴財団に対する一切の行為についての最終責任は当社が負うことといたします。

記

- 1 再委託の理由
- 2 再委託先の選定理由
- 3 再委託先に対する業務の管理方法
- 4 再委託先の名称、代表者及び所在地
- 5 再委託する業務内容
- 6 再委託する業務に含まれる情報の種類
- 7 再委託先のセキュリティ管理体制
- 8 再委託先が「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に定める事項を遵守する誓約

年 月 日

受託者 所在地
名 称
代表者職氏名